

< 里親になるために ～委託までの流れ～ >

要保護児童の発生

所内会議

・子ども家庭相談センターの会議で「里親委託が適当」との援助方針を確認

※ただし、次のような場合は当面は施設措置を検討されます

- ①情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい
- ②保護者が明確に里親委託について反対している
- ③不当な要求を行うなど対応が難しい保護者
- ④子ども本人が里親委託に対して明確に反対の意向を示している など

事前調整

・「里親委託にかかる受入意向調査票」などをもとに、子どもと里親の相性や家庭環境などを考慮し、最も適当であると思われる委託先候補の里親を選定

委託の打診

・子ども家庭相談センターから委託先候補の里親へ委託について打診
・子どもの年齢や委託理由、委託予定期間など、その子どもについてある程度の情報を伝え、受入れの意向を確認

マッチング

・受入れの意向が確認できた段階から、面会⇒外出⇒外泊の順で子どもと里親のマッチングを行います

所内会議

・子ども家庭相談センターの会議で、正式な「里親委託」の措置を決定

里親家庭応援会議

・委託開始に向けて、支援者と里親との顔合わせと支援計画の確認

委託開始

委託開始後も、公的に子どもの養育を任された社会的養護の担い手として、子ども家庭相談センターや里親支援機関、地域、学校等の関係機関と協力して子どもの養育にあたります